

議案第47号

長久手市福祉の家条例の全部を改正する条例について

長久手市福祉の家条例の全部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和6年6月3日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、長久手市福祉の家を指定管理者が管理を行うこと等に関し、長久手市福祉の家条例の全部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市福祉の家条例

長久手市福祉の家条例（平成14年長久手町条例第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、長久手市福祉の家（以下「福祉の家」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 地域福祉の推進拠点として、市民の地域福祉活動を支援し、福祉の総合的な推進を図るため、福祉の家を設置する。

（名称及び位置）

第3条 福祉の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 長久手市福祉の家

(2) 位置 長久手市前熊下田171番地

2 福祉の家に地域福祉施設、生涯学習活動施設、高齢者・障害者福祉センター等を置く。

（利用の許可）

第4条 福祉の家の生涯学習活動施設及び高齢者・障害者福祉センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、福祉の家の管理に必要なときは、前項の許可に条件を付すことができる。

（使用料）

第5条 利用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

（使用料の減免）

第6条 市長は、公用、公益上その他特に必要と認めるときは、前条に規定する使用料を減免することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、福祉の家を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 福祉の家又はその附属設備（以下「施設等」という。）を汚損、毀損又は滅失させるおそれがあると認めるとき。
- (4) その他管理上支障があると認めるとき。

(利用の許可の取消し等)

第8条 市長は、第4条1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用の中止若しくは停止を命じ、又は許可に付された条件を変更することができる。

- (1) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用者が、利用の許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 利用者が、偽りその他不正な手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (4) その他公益上又は管理上特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定により利用者が受ける損害については、市はその責を負わない。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、施設等の利用を終えたとき又は利用の許可の取消し若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第10条 利用者等が故意又は過失により施設等を破損又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、福祉の家の次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 福祉の家の施設運営に関する業務
- (2) 福祉の家の施設等の維持、管理及び修繕に関する業務
- (3) 福祉の家の利用の許可に関する業務
- (4) 福祉の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (5) 前4号に掲げるもののほか市長が必要と認める業務
（指定管理者の指定）

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に指定管理施設の管理を行うことができると認めるものを指定管理者に指定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保ができること。
- (2) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- (3) 福祉の家の設置の目的を効果的に達成し、効率的な管理運営ができること。
- (4) 指定管理業務を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いが確保できること。

3 市長は、指定管理者の指定をしたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

（管理の基準等）

第13条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設及び設備の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする

る。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 指定管理業務の実施に関する事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、福祉の家の管理に関し必要な事項
(指定の取消し等)

第14条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 第12条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 第12条第3項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

(利用料金)

第15条 福祉の家の管理を指定管理者が行う場合における利用料金は、第5条第1項に規定する金額を上限とし、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

2 前項の場合において、利用者は、第5条第1項の規定にかかわらず、前項において指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の免除又は一部若しくは全部の還付を行うことができる。

4 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(読替規定)

第16条 第4条、第6条及び第7条から第9条までの規定は、福祉の家の管理を指定管理者が行う場合について準用する。この場合において、第6条の規定中「使用」とあるのは、「利用」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第17条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、長久手市福祉の家条例の一部を改正する条例（令和6年長久手市条例第3号）の施行の日から施行する。ただし、この条例の施行による改正後の長久手市福祉の家条例第12条に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第5条関係）

生涯学習活動施設及び高齢者・障害者福祉センター

単位：円

室名	単位	使用料金
工房1	1時間	300
工房2		300
研修室		300
会議室		300
集会室		760
機能回復訓練室		760
歩行浴室	1回	300
福祉浴室		300

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、福祉の家を指定管理者が管理を行うこと等に関し、長久手市福祉の家条例の全部を改正するため必要があるからです。

(背景・目的) 地域福祉について、当該施設の効果的な施設運営を行うとともに、安定した行政サービスの提供及び高い事業効果を図ることに関し、指定管理者による管理を行うため、条例を改正するものです。

2 改正の内容

- (1) 第1条に趣旨を規定すること。
- (2) 第2条に設置を規定すること。
- (3) 第3条に名称及び位置を規定すること。
- (4) 第4条に利用の許可を規定すること。
- (5) 第5条に使用料を規定すること。
- (6) 第6条に使用料の減免を規定すること。
- (7) 第7条に利用の制限を規定すること。
- (8) 第8条に利用の許可の取消し等を規定すること。
- (9) 第9条に原状回復の義務を規定すること。
- (10) 第10条に損害賠償を規定すること。
- (11) 第11条に指定管理者による管理を規定すること。
- (12) 第12条に指定管理者の指定を規定すること。
- (13) 第13条に管理の基準等を規定すること。
- (14) 第14条に指定の取消し等を規定すること。
- (15) 第15条に利用料金を規定すること。
- (16) 第16条に読替規定を規定すること。
- (17) 第17条に規則への委任を規定すること。

3 今後の影響

条例の改正により、地域福祉について、当該施設の効果的な施設運営を行

うとともに、安定した行政サービスの提供及び高い事業効果を図ることができます。

4 附則について

この条例は、長久手市福祉の家条例の一部を改正する条例の施行の日から施行するものとします。ただし、新条例第12条に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができるものとします。